

今川地域活動協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は今川地域活動協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所を今川福祉会館(今川4丁目23番7号)に置く。

(活動区域)

第2条 協議会の活動の対象とする区域は、今川地域(駒川町、西今川町、今川町、中野町)とする。

(目的)

第3条 協議会は、今川地域が、活動区域の住民(以下「地域住民」という。)にとって、安心・安全で、愛着を持つことができる住みよい街になることをめざして、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力し、より多くの人が自由に参加しながら、まちづくりに取り組んでいくことを目的とする。

(構成)

第4条 協議会は、今川小学校区の地域を基本とし、地域に関わるさまざまな行動を行なっている団体で構成する。協議会の構成団体は別表に定める。

(活動)

第5条 協議会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 協議会の予算、決算、広報等の活動に関すること
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること
- (7) 環境美化に関すること
- (8) その他、協議会の目的達成に必要な事項に関すること

2 なお次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする活動

第2章 役員

(役員及び監事)

第6条 協議会は、次の役員及び監事(以下「役員等」という。)を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 会計 1 人
- (4) 監事 2 人

(役員等の選任及び職務)

第 7 条 役員等は、運営委員会において選任する。

2 監事は、役員を兼ねることはできない。

3 各役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計及び役員の仕事執行を監査する。

(役員等の任期)

第 8 条 役員等の任期は、2 年とする。補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第 9 条 運営委員会は、別表に定める各種団体から各 1 名(以下「運営委員」という。)を委員として組織する。

(運営委員会の議決事項)

第 10 条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 今川地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第 11 条 運営委員会は、会長が招集する。運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の 2 分の 1 以上から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

第 12 条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第 13 条 運営委員会は、運営委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第14条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の書面表決等)

第15条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は書面をもって表決し、又は代理人を定めて表決を委任することができる。この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第16条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

(会議録の作成及び公開)

第17条 地域住民その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部会

(部会の設置)

第18条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

第19条 部会の組織等に関する事項は別に定めるものとする。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第20条 協議会の事業計画及び予算は、会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第21条 協議会の事業報告及び決算は会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

2 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿等の整備及び公開)

第22条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿等を整備する。地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限

り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第 23 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章 契約の変更

第 24 条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第 7 章 雑則

第 25 条 この規約の施行に関し必要な事項は運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条の規定について、平成 25 年度の役員等の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 3 令和 4 年 2 月 15 日から協議会の名称を意活生き今川協議会から変更して施行する。

別表 今川地域活動協議会の構成団体

番号	団体名	番号	団体名
1	今川連合振興町会	13	納涼祭り
2	今川社会福祉協議会	14	今川女性部
3	はぐくみネット	15	今川ボランティア部
4	生涯学習運営事業	16	つくし桜祭り
5	スポーツ交流	17	レモンの会
6	今川こども見守り隊	18	憩いの家事業
7	今川チャレンジ会	19	
8	ラジオ体操	20	
9	敬老大会	21	
10	防犯灯管理事業	22	
11	青パト活動事業	23	
12	社会を明るくする運動事業		